

(保 244)

令和2年10月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (その7)

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、令和2年7月15日付（保145）F「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等が添付資料1の別紙1、別紙2のとおり更新されました。

また、当該取扱いの期間につきまして、令和2年10月末までの診療、調剤及び訪問看護とされていたものが、令和2年12月末まで延長されることになりました。

なお、医療機関・薬局向けリーフレット及び被災地域ごとのリーフレットがあわせて更新されましたのでご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (その7)
(令 2.10.27 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課)
2. 医療機関・薬局の方々へ
(令 2.10.27 リーフレット 厚生労働省)
3. 令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ
(令 2.10.27 リーフレット 厚生労働省)

事務連絡
令和2年10月27日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その7)

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

(令和2年8月24日付け事務連絡から、下線部、別紙1及び別紙2を更新)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）

(2) 令和2年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年12月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

事務連絡
平成25年1月24日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

- 1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について
 - (1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとすること。
 - ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
 - ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
 - ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

- (3) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(2)の方法により行うものとする。

- (4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1(1)②関連(保険者を特定できた場合)

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1(1)③関連(保険者を特定できない場合)

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999(8桁)」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999(9桁)」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1(2)関連

本事務連絡1(2)において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1(4)関連(調剤レセプトの場合)

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

別紙 1 (市町村国保・後期高齢者医療広域連合) (令和2年11月以降)

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	山形県	山形市
2		鶴岡市
3		新庄市
4		寒河江市
5		上山市
6		村山市
7		長井市
8		天童市
9		東根市
10		東村山郡山辺町
11		東村山郡中山町
12		西村山郡河北町
13		西村山郡朝日町
14		西村山郡大江町
15		北村山郡大石田町
16		最上郡舟形町
17		最上郡大蔵村
18		西置賜郡白鷹町
19		西置賜郡飯豊町
20	長野県	松本市
21		飯田市
22		上伊那郡宮田村

23	岐阜県	高山市
24		恵那市
25		下呂市
26	島根県	江津市
27	福岡県	大牟田市
28		八女市
29		みやま市
30		久留米市
31	佐賀県	鹿島市
32	熊本県	八代市
33		人吉市
34		水俣市
35		上天草市
36		天草市
37		葦北郡芦北町
38		葦北郡津奈木町
39		球磨郡錦町
40		球磨郡多良木町
41		球磨郡湯前町
42		球磨郡水上村
43		球磨郡相良村
44		球磨郡五木村
45		球磨郡山江村
46		球磨郡球磨村
47		球磨郡あさぎり町
48		荒尾市
49		玉名市

50		山鹿市
51		菊池市
52		玉名郡玉東町
53		玉名郡南関町
54		玉名郡長洲町
55		玉名郡和水町
56		阿蘇郡南小国町
57		阿蘇郡小国町
58	大分県	日田市
59		由布市
60		玖珠郡九重町
61		玖珠郡玖珠町
62	鹿児島県	伊佐市
63		出水郡長島町
64		鹿屋市
65		曾於市
66		志布志市
67		垂水市
68		薩摩川内市
69		いちき串木野市
70		曾於郡大崎町

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	山形県後期高齢者医療広域連合
2	長野県後期高齢者医療広域連合
3	岐阜県後期高齢者医療広域連合
4	島根県後期高齢者医療広域連合
5	福岡県後期高齢者医療広域連合
6	佐賀県後期高齢者医療広域連合
7	熊本県後期高齢者医療広域連合
8	大分県後期高齢者医療広域連合
9	鹿児島県後期高齢者医療広域連合

別紙 2 (被用者保険・国保組合) (令和2年11月以降)

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

1	C&R グループ健康保険組合	東京都
2	DOWA 健康保険組合	東京都
3	FR 健康保険組合	東京都
4	GWA 健康保険組合	東京都
5	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
1	IHI グループ健康保険組合	東京都
2	J F E 健康保険組合	東京都
3	J M A 健康保険組合	神奈川県
4	ENEOS グループ健康保険組合	神奈川県
5	KYB 健康保険組合	岐阜県
6	LIXIL 健康保険組合	東京都
7	NTN 健康保険組合	大阪府
8	SCSK 健康保険組合	東京都
9	SK 健康保険組合	和歌山県
10	TMG 健康保険組合	埼玉県
11	TSI ホールディングス健康保険組合	東京都
12	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
13	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県
14	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
15	愛鉄連健康保険組合	愛知県

16	青森銀行健康保険組合	青森県
17	青山商事健康保険組合	広島県
18	アコム健康保険組合	東京都
19	アサヒグループ健康保険組合	東京都
20	朝日生命健康保険組合	東京都
21	味の素健康保険組合	東京都
22	尼崎信用金庫健康保険組合	兵庫県
23	アルプス電気健康保険組合	東京都
24	イオン健康保険組合	千葉県
25	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
26	イズミヤグループ健康保険組合	大阪府
27	茨城県自動車販売健康保険組合	茨城県
28	イマジカ健康保険組合	東京都
29	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都
30	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都
31	宇部興産健康保険組合	山口県
32	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	東京都
33	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
34	遠州鉄道健康保険組合	静岡県
35	王子製紙健康保険組合	東京都
36	大阪織物商健康保険組合	大阪府
37	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
38	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
39	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
40	大阪港湾健康保険組合	大阪府
41	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
42	大阪紙商健康保険組合	大阪府

43	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
44	大阪装粧健康保険組合	大阪府
45	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
46	大阪府建築健康保険組合	大阪府
47	大阪府電気工事健康保険組合	大阪府
48	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
49	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
50	大阪薬業健康保険組合	大阪府
51	大沢健康保険組合	東京都
52	大塚商会健康保険組合	東京都
53	沖電気工業健康保険組合	東京都
54	沖縄電力健康保険組合	沖縄県
55	オリンパス健康保険組合	東京都
56	外国運輸金融健康保険組合	東京都
57	花王健康保険組合	東京都
58	片倉健康保険組合	東京都
59	神奈川運輸業健康保険組合	神奈川県
60	神奈川県管工事業健康保険組合	神奈川県
61	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県
62	神奈川建設業健康保険組合	神奈川県
63	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
64	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県
65	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
66	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
67	川崎汽船健康保険組合	東京都
68	観光産業健康保険組合	東京都
69	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府

70	関西ペイント健康保険組合	兵庫県
71	関東 IT ソフトウェア健康保険組合	東京都
72	関東信用組合連合健康保険組合	東京都
73	関東百貨店健康保険組合	東京都
74	関東めっき健康保険組合	東京都
75	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
76	キタムラ健康保険組合	高知県
77	キッコーマン健康保険組合	千葉県
78	キッセイ健康保険組合	長野県
79	岐阜繊維健康保険組合	岐阜県
80	紀文健康保険組合	東京都
81	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県
82	キヤノン健康保険組合	東京都
83	京都銀行健康保険組合	京都府
84	京都信用金庫健康保険組合	京都府
85	杏林健康保険組合	東京都
86	キリンビール健康保険組合	東京都
87	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府
88	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
89	クボタ健康保険組合	大阪府
90	熊本県自動車販売店健康保険組合	熊本県
91	倉紡健康保険組合	岡山県
92	グンゼ健康保険組合	京都府
93	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
94	小糸健康保険組合	東京都
95	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
96	甲信越しんきん健康保険組合	長野県

97	合同製鐵健康保険組合	大阪府
98	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
99	駒井ハルテック健康保険組合	大阪府
100	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
101	コロナ健康保険組合	新潟県
102	サーラグループ健康保険組合	愛知県
103	西京銀行健康保険組合	山口県
104	さいしん健康保険組合	埼玉県
105	酒フーズ健康保険組合	東京都
106	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
107	サノヤス健康保険組合	大阪府
108	山陰自動車業健康保険組合	島根県
109	産業機械健康保険組合	東京都
110	産経健康保険組合	東京都
111	三陽商会健康保険組合	東京都
112	サンヨー連合健康保険組合	大阪府
113	シーイーシー健康保険組合	東京都
114	シーガイアフェニックス健康保険組合	宮崎県
115	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
116	ジェイティ健康保険組合	東京都
117	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
118	ジェーシービー健康保険組合	東京都
119	塩野義健康保険組合	大阪府
120	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
121	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
122	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
123	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県

124	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県
125	資生堂健康保険組合	東京都
126	自動車振興会健康保険組合	東京都
127	シバタ工業健康保険組合	兵庫県
128	島津製作所健康保険組合	京都府
129	シャープ健康保険組合	大阪府
130	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
131	蛇の目ミシン健康保険組合	東京都
132	住宅金融支援機構健康保険組合	東京都
133	出版健康保険組合	東京都
134	商船三井健康保険組合	東京都
135	松竹健康保険組合	東京都
136	昭和産業健康保険組合	東京都
137	新生銀行健康保険組合	東京都
138	新電元工業健康保険組合	埼玉県
139	すかいらーくグループ健康保険組合	東京都
140	スクロール健康保険組合	静岡県
141	スズキ健康保険組合	静岡県
142	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
143	住商連合健康保険組合	大阪府
144	住友共同電力健康保険組合	愛媛県
145	住友生命健康保険組合	大阪府
146	スルガ銀行健康保険組合	静岡県
147	製紙工業健康保険組合	静岡県
148	西武健康保険組合	埼玉県
149	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
150	石油製品販売健康保険組合	東京都

151	セコム健康保険組合	東京都
152	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
153	センコー健康保険組合	宮崎県
154	全国印刷工業健康保険組合	東京都
155	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
156	全国商品取引業健康保険組合	東京都
157	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
158	全農健康保険組合	東京都
159	全労済健康保険組合	東京都
160	総合警備保障健康保険組合	東京都
161	倉庫業健康保険組合	東京都
162	象印マホービン健康保険組合	大阪府
163	測量地質健康保険組合	東京都
164	ソニー健康保険組合	東京都
165	第一三共グループ健康保険組合	東京都
166	ダイエー健康保険組合	東京都
167	大京健康保険組合	東京都
168	大広健康保険組合	大阪府
169	大正製薬健康保険組合	東京都
170	ダイセル健康保険組合	大阪府
171	大日精化健康保険組合	東京都
172	大日本印刷健康保険組合	東京都
173	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
174	ダイハツ健康保険組合	大阪府
175	ダイハツ系連合健康保険組合	大阪府
176	太陽生命健康保険組合	東京都
177	ダイワボウ健康保険組合	大阪府

178	宝グループ健康保険組合	京都府
179	多木健康保険組合	兵庫県
180	地域医療機能推進機構健康保険組合	東京都
181	千葉県トラック健康保険組合	千葉県
182	千葉県農協健康保険組合	千葉県
183	千葉トヨタ健康保険組合	千葉県
184	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県
185	中部日本放送健康保険組合	愛知県
186	通信機器産業健康保険組合	東京都
187	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
188	電設工業健康保険組合	東京都
189	デンソー健康保険組合	愛知県
190	電通健康保険組合	東京都
191	東亜建設工業健康保険組合	東京都
192	東亜合成健康保険組合	東京都
193	東海カーボン健康保険組合	東京都
194	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
195	東京医科大学健康保険組合	東京都
196	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
197	東京片倉健康保険組合	東京都
198	日新健康保険組合	東京都
199	東京紙商健康保険組合	東京都
200	東京金属事業健康保険組合	東京都
201	東京計器健康保険組合	東京都
202	東京港運健康保険組合	東京都
203	東京広告業健康保険組合	東京都
204	東京自動車サービス健康保険組合	東京都

205	東京証券業健康保険組合	東京都
206	東京都医業健康保険組合	東京都
207	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都
208	東京都土木健康保険組合	東京都
209	東京都ニット健康保険組合	東京都
210	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
211	東京トラック事業健康保険組合	東京都
212	東京不動産業健康保険組合	東京都
213	東京文具販売健康保険組合	東京都
214	東京薬業健康保険組合	東京都
215	東芝健康保険組合	神奈川県
216	東部ゴム健康保険組合	東京都
217	東レ健康保険組合	滋賀県
218	トータルビューティ健康保険組合	京都府
219	徳洲会健康保険組合	大阪府
220	栃木銀行健康保険組合	栃木県
221	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
222	トッパングループ健康保険組合	東京都
223	豊田合成健康保険組合	愛知県
224	豊田自動織機健康保険組合	愛知県
225	豊田通商健康保険組合	愛知県
226	ナイスグループ健康保険組合	神奈川県
227	長野県機械金属健康保険組合	長野県
228	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県
229	中山製鋼所健康保険組合	大阪府
230	名古屋木材健康保険組合	愛知県
231	名古屋薬業健康保険組合	愛知県

232	南海電気鉄道健康保険組合	大阪府
233	南都銀行健康保険組合	奈良県
234	新潟県農業団体健康保険組合	新潟県
235	西日本シティ銀行健康保険組合	福岡県
236	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
237	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
238	日活健康保険組合	東京都
239	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合	東京都
240	日鉄物産健康保険組合	東京都
241	日東電工健康保険組合	大阪府
242	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
243	日本板硝子健康保険組合	大阪府
244	日本銀行健康保険組合	東京都
245	日本ケミコン健康保険組合	東京都
246	日本高速道路健康保険組合	東京都
247	日本コロムビア健康保険組合	東京都
248	日本車輛健康保険組合	愛知県
249	日本情報産業健康保険組合	東京都
250	日本製鉄健康保険組合	東京都
251	日本製粉健康保険組合	東京都
252	日本生命健康保険組合	大阪府
253	日本道路健康保険組合	東京都
254	日本年金機構健康保険組合	東京都
255	日本ペイント健康保険組合	大阪府
256	日本放送協会健康保険組合	東京都
257	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
258	日本ユニシス健康保険組合	東京都

259	ニューオータニ健康保険組合	東京都
260	農林中央金庫健康保険組合	東京都
261	野村健康保険組合	大阪府
262	パーソルキャリア健康保険組合	東京都
263	長谷工健康保険組合	東京都
264	パナソニック健康保険組合	大阪府
265	パレット健康保険組合	東京都
266	万代健康保険組合	大阪府
267	肥後銀行健康保険組合	熊本県
268	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
269	兵庫自動車販売店健康保険組合	兵庫県
270	富国生命健康保険組合	東京都
271	フジクラ健康保険組合	東京都
272	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
273	富士通健康保険組合	神奈川県
274	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
275	双葉電子健康保険組合	千葉県
276	プリマハム健康保険組合	東京都
277	古河電工健康保険組合	神奈川県
278	ベイシアグループ健康保険組合	群馬県
279	平和堂健康保険組合	滋賀県
280	ベスト電器健康保険組合	福岡県
281	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県
282	法政大学健康保険組合	東京都
283	北海道医療健康保険組合	北海道
284	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
285	北海道信用金庫健康保険組合	北海道

286	ボッシュ健康保険組合	埼玉県
287	保土谷化学健康保険組合	東京都
288	ホンダ健康保険組合	東京都
289	前田道路健康保険組合	東京都
290	マキタ健康保険組合	愛知県
291	マツモトキヨシグループ健康保険組合	千葉県
292	丸八真綿健康保険組合	神奈川県
293	マルハニチロ健康保険組合	東京都
294	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
295	三重県農協健康保険組合	三重県
296	ミサワホーム健康保険組合	東京都
297	三井E & S 健康保険組合	千葉県
298	三井住友トラスト・グループ健康保険組合	東京都
299	三井物産健康保険組合	東京都
300	ミットヨ健康保険組合	神奈川県
301	ミツバ健康保険組合	群馬県
302	三菱UFJ銀行健康保険組合	東京都
303	三菱化工機健康保険組合	神奈川県
304	三菱重工健康保険組合	東京都
305	三菱製鋼健康保険組合	東京都
306	三菱電機健康保険組合	東京都
307	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
308	みづほ健康保険組合	兵庫県
309	ミライト健康保険組合	東京都
310	明治グループ健康保険組合	東京都
311	明治安田生命健康保険組合	東京都
312	明電舎健康保険組合	東京都

313	名糖健康保険組合	東京都
314	持田製薬健康保険組合	東京都
315	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県
316	森永健康保険組合	東京都
317	ヤクルト健康保険組合	東京都
318	矢崎健康保険組合	静岡県
319	安川電機健康保険組合	福岡県
320	安田日本興亜健康保険組合	東京都
321	山形県自動車販売健康保険組合	山形県
322	山崎製パン健康保険組合	東京都
323	やまと健康保険組合	東京都
324	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
325	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県
326	雪印メグミルク健康保険組合	東京都
327	ユニーグループ健康保険組合	愛知県
328	ユニチカ健康保険組合	大阪府
329	横河電機健康保険組合	東京都
330	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
331	横浜港運健康保険組合	神奈川県
332	吉野工業所健康保険組合	東京都
333	大東建託健康保険組合	東京都
334	楽天健康保険組合	東京都
335	リーガル健康保険組合	千葉県
336	リクルート健康保険組合	東京都
337	理研健康保険組合	東京都
338	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都
339	りそな健康保険組合	大阪府

340	ルネサス健康保険組合	東京都
341	ロイヤル健康保険組合	福岡県
342	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都
343	ワールド健康保険組合	兵庫県

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合	東京都
2	中央建設国民健康保険組合	東京都
3	全国板金業国民健康保険組合	東京都
4	全国建設工事業国民健康保険組合	東京都
5	全国土木建築国民健康保険組合	東京都
6	全国歯科医師国民健康保険組合	栃木県
7	建設連合国民健康保険組合	愛知県
8	岐阜県医師国民健康保険組合	岐阜県
9	福岡県医師国民健康保険組合	福岡県
10	福岡県歯科医師国民健康保険組合	福岡県
11	福岡県薬剤師国民健康保険組合	福岡県
12	佐賀県医師国民健康保険組合	佐賀県
13	熊本県医師国民健康保険組合	熊本県
14	熊本県歯科医師国民健康保険組合	熊本県
15	大分県医師国民健康保険組合	大分県
16	大分県歯科医師国民健康保険組合	大分県

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日 ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

2. 以下の方々については、令和2年12月末までの 診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市区町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市区町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市区町村が所在する一部の県の後期高齢者医療広域連合
- ② 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合 等

(詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」>「令和2年7月豪雨について」>「健康・医療」>「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに**該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

山形県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ
山形市、鶴岡市、上山市、長井市(★)、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡朝日町

[上記以外]
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

長野県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ
松本市、飯田市(★)、上伊那郡宮田村

[上記以外]
長野県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに**該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

岐阜県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]
恵那市、下呂市

[上記以外]
全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

島根県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]

江津市

[上記以外]

島根県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

福岡県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]
大牟田市、久留米市

[上記以外]
福岡県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

佐賀県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](☆)介護のみ
鹿島市、杵藤地区広域市町村圏組合(鹿島市)(☆)

[上記以外]
佐賀県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（令和2年12月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

熊本県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]

八代市、人吉市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、球磨郡錦町、球磨郡湯前町、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、玉名市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡和水町、阿蘇郡小国町

[上記以外]

熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

大分県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険]

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

[上記以外]

大分県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和2年10月27日時点

医療機関等を受診できます

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

鹿児島県 対象保険者(令和2年11月以降)

[国保・介護保険](★)国保のみ

伊佐市、鹿屋市、垂水市(★)、薩摩川内市(★)、いちき串木野市(★)、曾於郡大崎町

[上記以外]

鹿児島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予(免除)証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予(免除)される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱い・猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。